

令和8年度（2026年度）くまもと「親の学び」プログラムトレーナー派遣事業
実施要項

熊本県教育委員会

1 目的

市町村、公民館、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、PTA及びNPO等各種団体（以下「実施団体」という。）が行う「くまもと『親の学び』プログラム」を活用した講座（以下「『親の学び』講座」という。）並びに実施団体が「親の学び」講座の進行役（以下「進行役」という。）を養成するために行う講座・研修に、専門的な知識を有する「くまもと『親の学び』プログラムトレーナー」（以下「トレーナー」という。）を派遣することにより、県内全域における「親の学び」講座実施を促進し、普及・啓発を図る。

2 実施機関

実施機関は熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とし、所管は市町村教育局社会教育課とする。

3 トレーナーの配置

県教育委員会は、登録したトレーナーに担当地区を定め配置する。

4 トレーナーの派遣等

（1）派遣先

トレーナーが配置された管内における「親の学び」講座及び「親の学び」講座の進行役養成のための研修会等

（2）派遣先におけるトレーナーの役割

トレーナーは、「親の学び」講座の普及・啓発を図るため、以下の活動をとおして「親の学び」講座の進行役等を支援することを役割とする。

ア 「親の学び」講座の進行役

イ 実施団体が「親の学び」講座の進行役を養成するために行う研修（校内研修等）の講師

ウ 派遣先の講座等における進行役に対する「親の学び」講座の進行に当たっての技術的な指導・助言

（3）派遣方法

トレーナーの派遣申請及び決定は、次のとおりとする。

ただし、トレーナーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）が市町村立学校の学校長及びPTA会長の場合は、管轄する市町村教育委員会を経由して手続きを行うものとする。

ア 申請

申請者は、原則として派遣希望日の1か月前までに、派遣希望の意思を市町村教育委員会（各教育事務所、県教育委員会）に電話で伝える。その後、派遣申請書（別紙様式1）を提出するものとする。

イ 決定

市町村教育委員会等は、申請内容が適当と認める場合、トレーナーを選定の上、派遣を決定し、申請者に通知する。

ウ 派遣時期

トレーナーの派遣は令和9年（2027年）3月9日までとする。

（4）派遣報告（一般トレーナーのみ）

トレーナーは、別紙様式2により講座終了後10日以内に報告書を作成し、電子メール等で管轄する教育事務所に提出する。ただし、3月派遣に関しては講座終了後5日以内に提出する。

各教育事務所は、トレーナーの派遣に係る報告書をまとめ、速やかに県教育委員会へ提出する。

5 費用負担

派遣するトレーナーの謝金及び旅費は熊本県が負担する。

6 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。